

少年補導シリーズ No.70

令和5年の少年非行



北海道警察本部生活安全部少年課

も く じ

第1 非行少年の概況

◇ 非行少年のあらまし	1
◇ 非行少年の5割以上が中学生・高校生	2

第2 刑法犯で検挙・補導した少年の状況

◇ 刑法犯で検挙・補導した少年が増加	3
◇ 犯罪少年による凶悪犯の5割以上が強盗	4
◇ 犯罪少年による粗暴犯の5割以上が傷害	5
◇ 犯罪少年による窃盗犯の5割以上が万引き	6
◇ 犯罪少年による刑法犯の4割以上が初発型非行	7
◇ 触法少年による刑法犯の5割以上が窃盗行為で補導	8

第3 薬物乱用少年の状況

◇ 薬物乱用で検挙した犯罪少年が前年より増加	9
------------------------------	---

第4 不良行為少年・ぐ犯少年の状況

◇ 不良行為少年が前年より増加	10
-----------------------	----

第5 少年の福祉を害する犯罪の状況

◇ 福祉犯の被害少年の8割以上が中学生・高校生	11
◇ 性的被害少年の5割以上がSNS等を利用	12
◇ 自画撮り被害の9割以上が中学生・高校生	13

第6 少年相談の状況

◇ 児童虐待に係る通告件数及び児童数は増加	14
◇ 家庭問題に関する少年相談が最多	15

第7 少年サポートセンターの活動

◇ 少年の非行防止と健全育成	16
----------------------	----

〔参考資料〕少年事件手続の流れ

凡 例

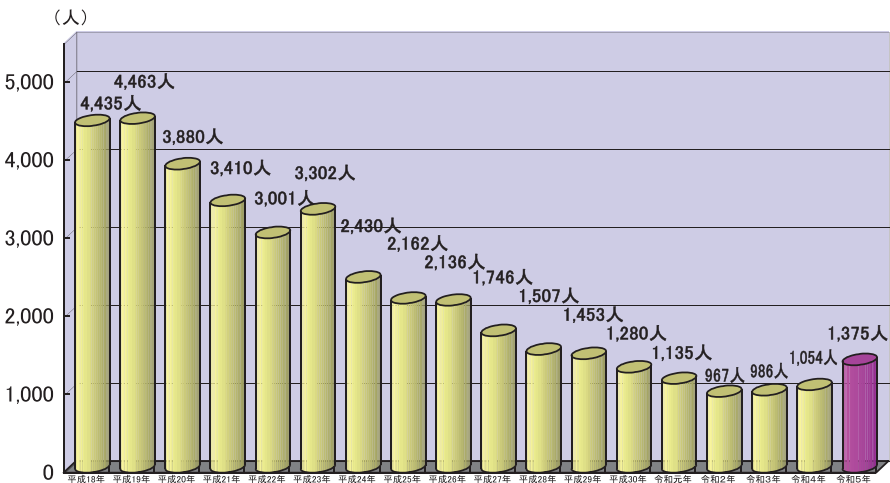
◆ 本書中における用語の解説

少 年		20歳未満の者をいう。
犯 罪 少 年		罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
触 法 少 年		刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
ぐ 犯 少 年		保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
非 行 少 年		犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
不良行為少年		非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
刑 法 犯		「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火災びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危機を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
福 祉 犯		少年の福祉を害する犯罪をいう。

非行少年のあらまし

- 北海道の非行少年は、平成 16 年から減少傾向にありましたが、令和 3 年から増加に転じ、令和 5 年中に検挙・補導した非行少年は 1,375 人で、前年に比べ 321 人増加しています。
- 刑法犯で検挙した犯罪少年は 829 人で、前年に比べ 241 人増加しており、成人を含む刑法犯の総検挙人数（8,728 人）のうち、少年の占める割合は 9.5%となっています。
- 刑法犯で補導した触法少年は 333 人で、前年に比べ 42 人増加しています。
- 飲酒、喫煙、深夜はいかいなどで補導された不良行為少年は 12,543 人で、前年に比べ 2,473 人増加しています。

【非行少年の推移】



【非行少年・不良行為少年の検挙・補導数（人）】

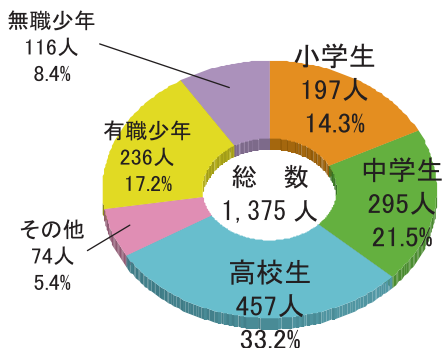
	計	刑法犯			特別法犯			ぐ犯少年	不良行為少年
		小計	犯罪少年	触法少年	小計	犯罪少年	触法少年		
令和5年	1,375	1,162	829	333	210	186	24	3	12,543
令和4年	1,054	879	588	291	175	168	7	0	10,070
増減	321	283	241	42	35	18	17	3	2,473
増減率（%）	30.5%	32.2%	41.0%	14.4%	20.0%	10.7%	242.9%	—	24.6%

非行少年の5割以上が中学生・高校生

- 令和5年中の非行少年を学職別で見ると、高校生が457人（33.2%）で最も多く、次いで中学生が295人（21.5%）となっており、中学生と高校生を合わせると非行少年全体の54.7%を占めています。
- 非行少年全体における児童・生徒・学生の占める割合は、74.4%となっています。



【非行少年・学職別】



【非行少年・学職別(人)】

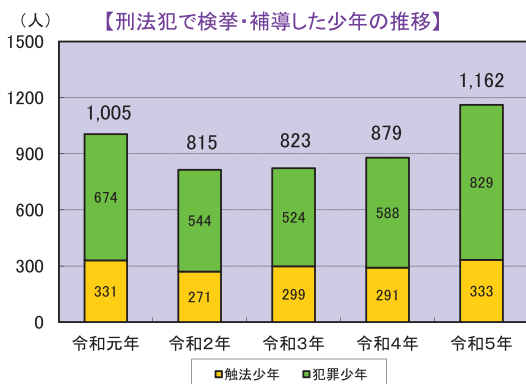
	計	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
			小計	小学生	中学生	高校生	その他		
令和5年	1,375	0	1,023	197	295	457	74	236	116
令和4年	1,054	0	763	183	207	310	63	197	94
増減	321	0	260	14	88	147	11	39	22
増減率(%)	30.5%	—	34.1%	7.7%	42.5%	47.4%	17.5%	19.8%	23.4%
構成比	100.0%	0.0%	74.4%	14.3%	21.5%	33.2%	5.4%	17.2%	8.4%

【非行少年・年齢別(人)】

	計	14歳未満	14歳～19歳						
			小計	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
令和5年	1,375	359	1,016	89	150	235	197	165	180
令和4年	1,054	298	756	67	90	164	142	120	173
増減	321	61	260	22	60	71	55	45	7
増減率(%)	30.5%	20.5%	34.4%	32.8%	66.7%	43.3%	38.7%	37.5%	4.0%
構成比	100.0%	26.1%	73.9%	6.5%	10.9%	17.1%	14.3%	12.0%	13.1%

刑法犯で検挙・補導した少年が増加

- 令和5年中、刑法犯で検挙・補導した少年は1,162人で、前年に比べ283人増加しています。
- 刑法犯で検挙・補導した少年のうち、犯罪少年は829人、触法少年は333人となっています。
- 罪種別では、窃盗犯が607人（52.2%）と最も多く、前年に比べ107人増加しています。次に多いのが粗暴犯の285人（24.5%）で、前年に比べ110人増加しています。



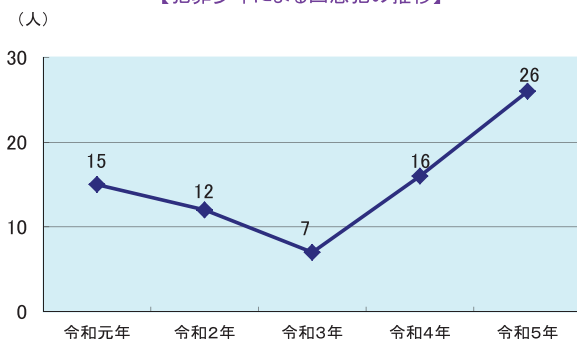
【刑法犯・罪種別(人)】

	総 数				犯罪少年		触法少年	
	令和5年	令和4年	増減	増減率(%)	令和5年	増減	令和5年	増減
総 数	1,162	879	283	32.2%	829	241	333	42
凶 悪 犯	29	17	12	70.6%	26	10	3	2
粗 暴 犯	285	175	110	62.9%	204	76	81	34
暴 行	92	78	14	17.9%	41	-5	51	19
傷 害	128	78	50	64.1%	113	50	15	0
脅 迫	22	12	10	83.3%	11	-1	11	11
恐 喝	43	7	36	514.3%	39	32	4	4
窃 盗 犯	607	500	107	21.4%	422	118	185	-11
万引き	374	359	15	4.2%	218	31	156	-16
自転車盗	106	63	43	68.3%	96	43	10	0
オートバイ盗	0	7	-7	-100.0%	0	-7	0	0
自動車盗	4	6	-2	-33.3%	4	-2	0	0
その他	123	65	58	89.2%	104	53	19	5
知 能 犯	24	14	10	71.4%	23	12	1	-2
風 俗 犯	39	25	14	56.0%	31	15	8	-1
その他の刑法犯	178	148	30	20.3%	123	10	55	20
うち占有離脱物横領	71	49	22	44.9%	66	19	5	3

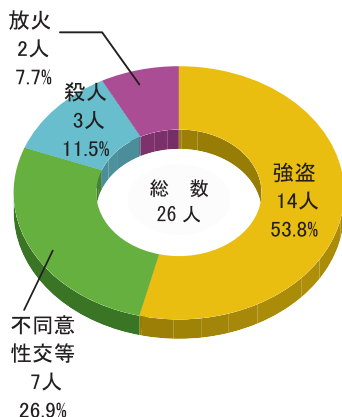
犯罪少年による凶悪犯の5割以上が強盗

- 令和5年中、殺人、強盗、放火、不同意性交等の凶悪犯で検挙した犯罪少年は26人で、前年に比べ10人増加しています。
- 罪種別では、強盗14人(53.8%)、不同意性交等7人(26.9%)、殺人3人(11.5%)、放火2人(7.7%)となっています。
- 学職別では、有職少年が12人(46.2%)、高校生が10人(38.5%)、無職少年が4人(15.4%)となっています。

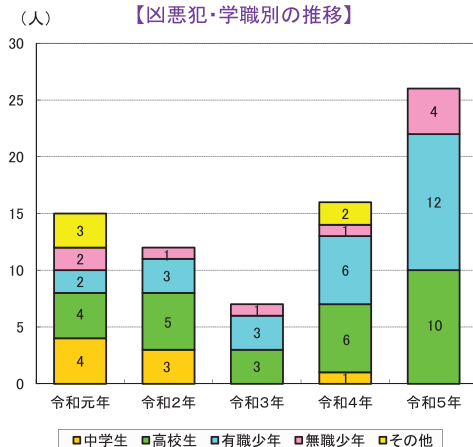
【犯罪少年による凶悪犯の推移】



【凶悪犯・罪種別】

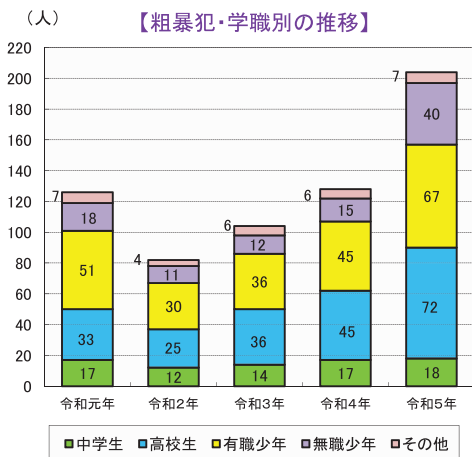
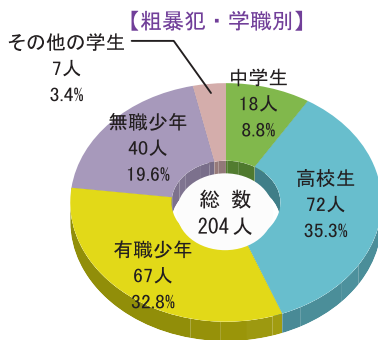
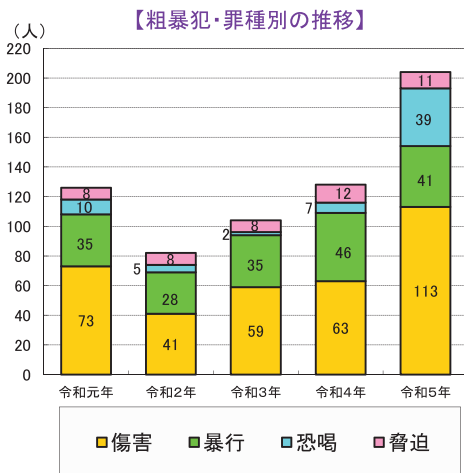
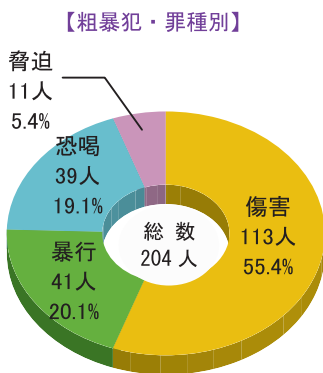


【凶悪犯・学職別の推移】



犯罪少年による粗暴犯の5割以上が傷害

- 令和5年中、暴行、傷害、恐喝等の粗暴犯で検挙した犯罪少年は 204 人で、前年に比べ 76 人増加しています。
- 罪種別では、傷害 113 人 (55.4%)、暴行 41 人 (20.1%)、恐喝 39 人 (19.1%)、脅迫 11 人 (5.4%) となっています。
- 学職別では、高校生が 72 人 (35.3%) と最も多く、次いで有職少年が 67 人 (32.8%) の順となっています。



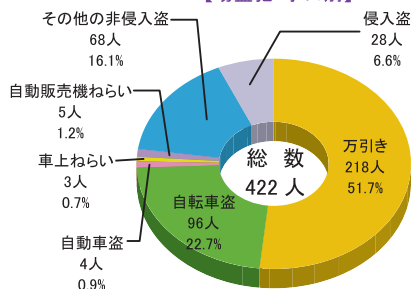
犯罪少年による窃盗犯の5割以上が万引き

- 令和5年中、窃盗犯で検挙した犯罪少年は422人で、前年に比べ118人増加しています。
- 態様別では、乗り物盗を含む非侵入盗の合計が394人で全体の93.4%を占めており、手口別では万引きが218人と最も多く、窃盗犯全体の51.7%を占めています。
- 万引きを学職別で見ると、高校生が136人（62.4%）と最も多く、次いで中学生が30人（13.8%）となっております。

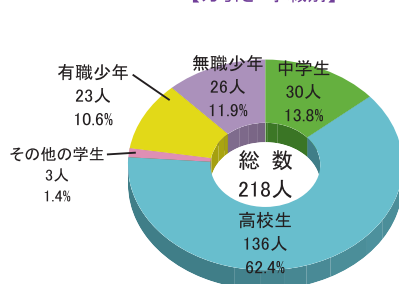
【窃盗犯・罪種別・学職別】

		計	侵入盗	非侵入盗(含乗り物盗)						万引き	その他
				自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自動販売機ねらい			
総数	令和5年	422	28	394	4	0	96	3	5	218	68
	令和4年	304	8	296	6	7	53	0	0	187	43
増減		118	20	98	-2	-7	43	3	5	31	25
構成比		100%	6.6%	93.4%	0.9%	0.0%	22.7%	0.7%	1.2%	51.7%	16.1%
生徒・学生	中学生	68	2	66	0	0	15	0	0	30	21
	高校生	232	13	219	1	0	61	2	4	136	15
	その他	18	1	17	0	0	10	0	0	3	4
有職少年		59	6	53	1	0	8	1	1	23	19
無職少年		45	6	39	2	0	2	0	0	26	9

【窃盗犯・手口別】



【万引き・学職別】



～万引きを「しない、させない」社会環境づくり～

万引き等、軽い気持ちで手を染めてしまう犯罪を安易に見過ごすことは、少年の規範意識の低下を著しく助長し、より悪質で重大な犯罪に手を染めることにもつながりかねません。万引きを「絶対やってはいけないこと」と意識させるため、家庭での指導はもとより、学校や社会が一体となって、子供の規範意識の向上に努めることが大切です。

北海道万引防止ウィーフネットワーク

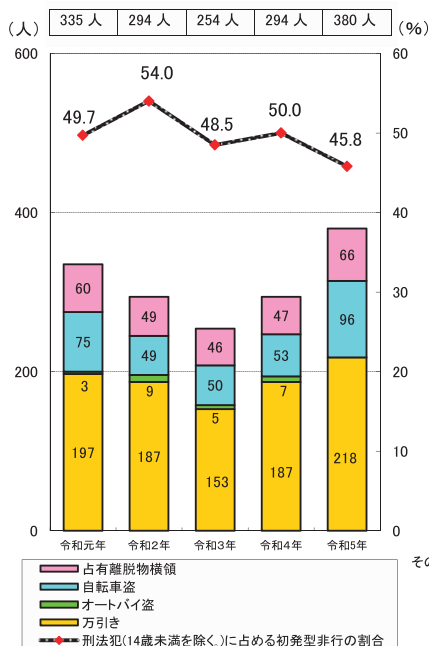
平成19年3月、北海道における万引きを防止し、「犯罪を起こさない、起こさせない」社会環境の整備等を目的として道内の小売業者が「北海道万引防止ウィーフネットワーク」を設立し、万引きを発見した際に警察へ必ず届け出る「万引全件届出宣言」や、万引き防止に向けた各種の広報、啓発活動等に取り組んでいます。

犯罪少年による刑法犯の4割以上が初発型非行

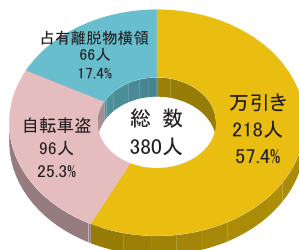
初発型非行とは、非行の動機・手口が比較的単純で、「非行の入口」と言われる万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（路上に放置してある所有者の分からない自転車を盗む行為等）を言います。

- 令和5年中、初発型非行で検挙した犯罪少年は380人で、刑法犯で検挙された犯罪少年の45.8%を占めています。
- 初発型非行の手口別では、万引きが218人（57.4%）と最も多く、次いで自転車盗96人（25.3%）、占有離脱物横領66人（17.4%）となっており、万引きと自転車盗を合わせると初発型非行全体の82.7%を占めています。
- 学職別では、高校生が235人（61.8%）と最も多く、次いで中学生が49人（12.9%）となっています。

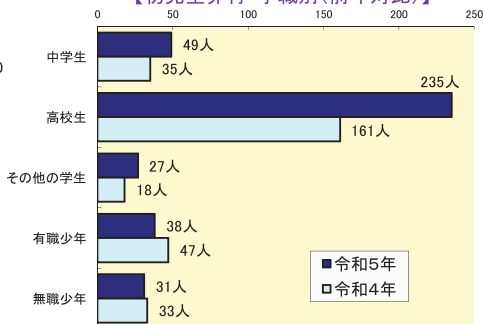
【初発型非行・手口別推移】



【初発型非行・手口別】



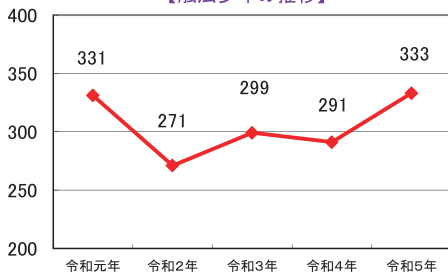
【初発型非行・学職別(前年対比)】



触法少年による刑法犯の5割以上が窃盗行為で補導

- 令和5年中、刑法上の罪に触れる行為で補導した触法少年は333人で、前年に比べ42人増加しています。
- 罪種別では、窃盗犯が185人(55.6%)と最も多く、次いで粗暴犯の81人(24.3%)となっています。
- また、手口別では万引きで補導した触法少年は156人で、前年に比べ16人減少し、窃盗犯の84.3%を占めています。

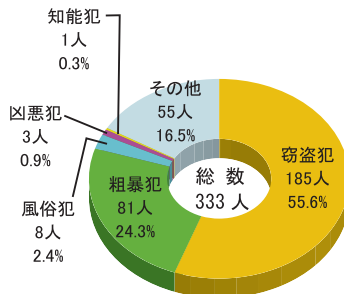
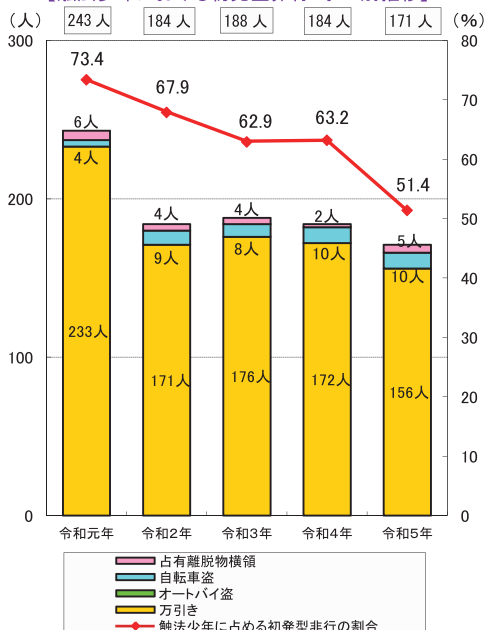
【触法少年の推移】



【触法少年（刑法犯）・罪種別】

	計	小学生	中学生
凶悪犯	3	2	1
粗暴犯	81	38	43
窃盗犯	185	117	68
オートバイ盗	0	0	0
自転車盗	10	2	8
万引き	156	106	50
その他	19	9	10
知能犯	1	1	0
風俗犯	8	4	4
その他の刑法犯	55	29	26
うち占有離脱物横領	5	0	5
総数	333	191	142

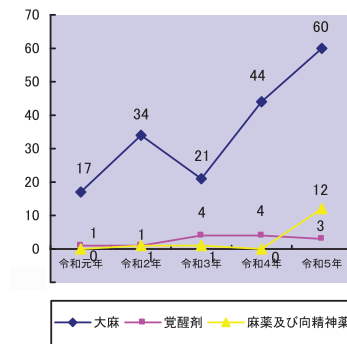
【触法少年における初発型非行・手口別推移】



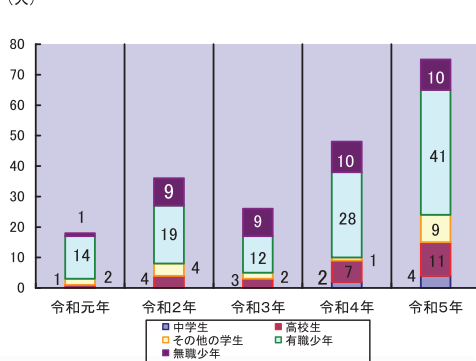
薬物乱用で検挙した犯罪少年が前年より増加

- 令和5年中、薬物（大麻、覚醒剤等）の乱用で検挙した犯罪少年は68人で、前年に比べ27人増加しています。
- 乱用した薬物の種類別では、大麻60人、覚醒剤3人、麻薬及び向精神薬5人となっており、前年に比べ、大麻は16人増加し、覚醒剤は1人減少、麻薬及び向精神薬は5人増加しています。
- 学職別では、有職少年が36人（52.9%）、高校生が11人（16.2%）、無職少年が10人（14.7%）、その他の学生が7人（10.3%）、中学生が4人（5.9%）となっています。

（人）【薬物の乱用で検挙した犯罪少年の検挙人員の推移】



（人）【薬物の乱用で検挙した犯罪少年の学職別の推移】



【薬物の乱用で検挙した人員及び学職別】（前年対比）

		総数	犯罪少年					
			生徒・学生			有職少年	無職少年	
			小計	中学生	高校生	その他		
薬 物	総数（令和5年）	68	22	4	11	7	36	10
	総数（令和4年）	48	10	2	7	1	28	10
	増 減	20	12	2	4	6	8	0
大 麻	令和5年	60	20	4	9	7	32	8
	令和4年	44	9	2	6	1	28	7
	増 減	16	11	2	3	6	4	1
覚醒剤	令和5年	3	0	0	0	0	1	2
	令和4年	4	1	0	1	0	0	3
	増 減	-1	-1	0	-1	0	1	-1
麻薬及び 向精神薬	令和5年	5	2	0	2	0	3	0
	令和4年	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	5	2	0	2	0	3	0

【薬物乱用防止教室の実施】

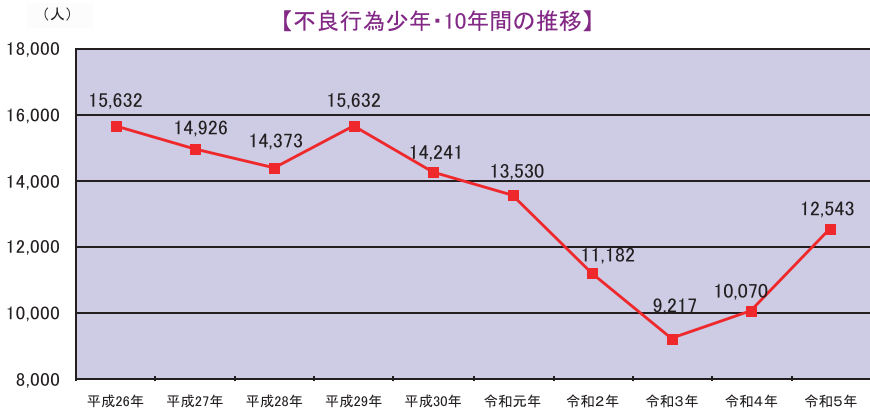
警察では、少年の非行防止対策の一環として、少年の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の醸成を目的として、小・中・高等学校の児童生徒を対象に、薬物乱用防止教室を実施しています。

【小・中・高等学校における薬物乱用防止の取組】（令和5年度）

	対象校数	薬物乱用防止教室 実施校	実施率
小学校	967	389	40.2%
中学校	586	334	57.0%
高等学校	277	163	58.8%
合計	1,830	914	49.9%

不良行為少年が前年より増加

- 令和5年中、不良行為で補導した少年は12,543人で、前年に比べ2,473人増加しています。
- 行為別では、喫煙が5,081人(40.5%)と最も多く、次いで深夜はいかいが3,416人(27.2%)、飲酒が1,864人(14.9%)の順となっています。
- 学職別では、高校生が4,918人(39.2%)と最も多く、次いで有職少年が2,320人(18.5%)、中学生が1,817人(14.5%)の順となっています。
- 令和5年中、ぐ犯少年は3人となっています。



【不良行為少年の行為別・学職別】

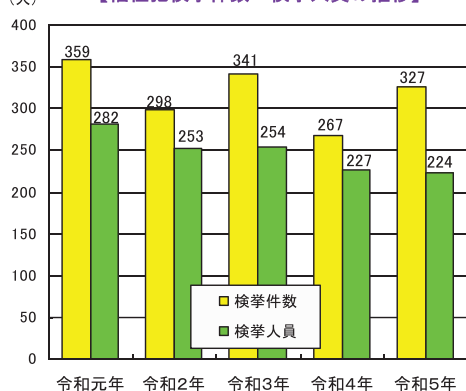
		計	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	家出	深夜 はいかい	怠学	不健全娯楽	その他
総 数	令和5年	12,543	1,864	5,081	8	472	360	3,416	105	1,015	222
	令和4年	10,070	1,299	3,711	9	459	312	2,996	116	1,005	163
	前年比	2,473	565	1,370	-1	13	48	420	-11	10	59
構成比(%)		100%	14.9%	40.5%	0.1%	3.8%	2.9%	27.2%	0.8%	8.1%	1.8%
児 童・ 生徒・ 学生	小学生	218	0	4	0	71	60	16	24	33	10
	中学生	1,817	73	267	2	195	166	439	49	574	52
	高校生	4,918	437	1,175	6	134	105	2,524	31	389	117
	大学生	1,430	567	840	0	8	2	11	0	0	2
	その他の学生	831	269	517	0	9	5	27	1	1	2
	有職少年	2,320	364	1,668	0	27	5	221		11	24
	無職少年	1,009	154	610	0	28	17	178		7	15

少年が非行や不良行為を起こす前には、多くの場合、行き先を告げずに外出する、生活が不規則になる、服装が派手になるなどの問題行動があると言われています。子供の様子にしっかり目を配り、こうした問題行動があれば、早い段階で適切な手立てを講じることが大切です。

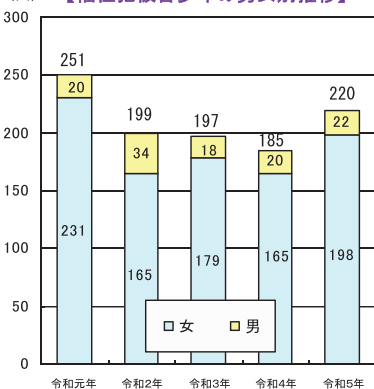
福祉犯の被害少年の8割以上が中学生・高校生

- 令和5年中、福祉犯の検挙件数及び検挙人員は327件、224人であり、前年に比べ、60件増加、3人減少しています。
- 福祉犯の法令別検挙件数は、児童買春・児童ポルノ法違反が167件（51.1%）と最も多く、次いで北海道青少年健全育成条例違反が116件（35.5%）の順になっています。
- 福祉犯の被害少年は220人であり、そのうち女子が198人で、90.0%を占めています。
- 福祉犯の被害少年の学職別では、高校生が110人（50.0%）と最も多く、次いで中学生が72人（32.7%）で、中学生と高校生で被害少年全体の82.7%を占めています。

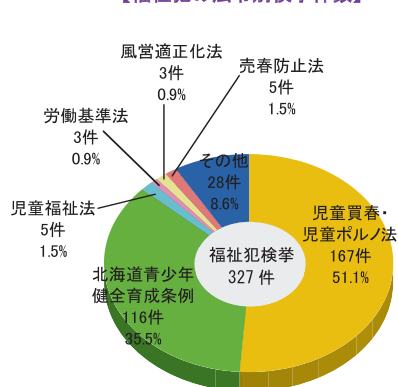
【福祉犯検挙件数・検挙人員の推移】



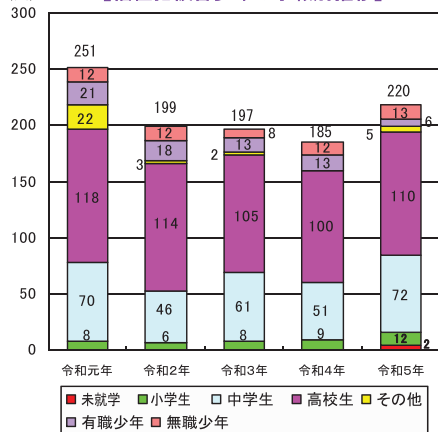
【福祉犯被害少年の男女別推移】



【福祉犯の法令別検挙件数】

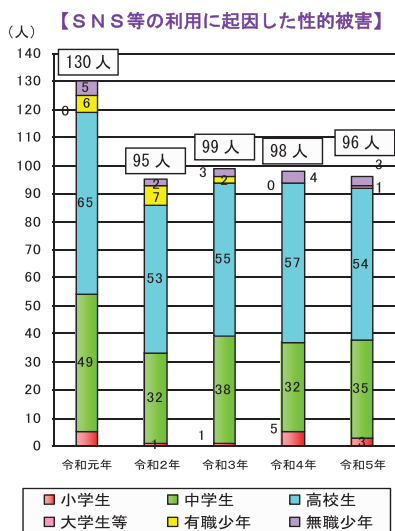
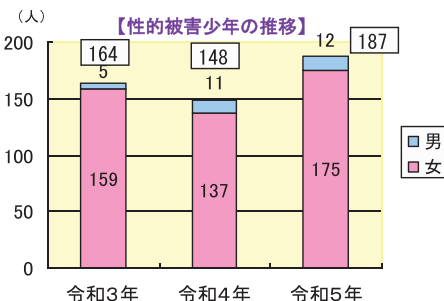
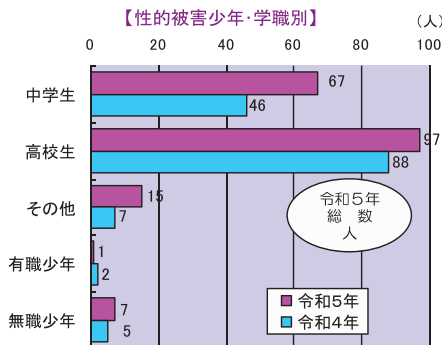


【福祉犯被害少年の学職別推移】



性的被害少年の5割以上がSNS等を利用

- 令和5年中、福祉犯の被害少年220人のうち、児童買春や淫行などの性的な被害に遭った少年は187人（85.0%）で、前年に比べ39人増加しており、そのうち、女子が175人で93.6%を占めています。
- 学職別では、高校生が97人（51.9%）で最も多く、次いで中学生が67人（35.8%）となっています。
- SNS等を利用して性的被害に遭った少年は96人で、51.3%を占めています。



※グラフはSNS等の利用に起因した性的被害
SNSとはウェブサイト内で多人数とコミュニケーションがとれるサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称

フィルタリングの設定

インターネット上の有害な情報を遮断するため、フィルタリングを利用しましょう。
フィルタリングは、年齢に応じた設定のほか、アプリの個別許可・制限もできます。
北海道警察のYouTube公式チャンネルでは、「フィルタリング」と「家庭のルール作り」を説明した動画を公開しています。是非ご覧ください。

子供をネット犯罪から守るために
(スマートフォン、SNSの安全な利用)

令和5年11月
北海道警察本部少年課



非行防止教室の実施

令和5年度は、道内の1452校の小・中・高等学校で非行防止教室を実施しました。

また、警察署が地域の高等学校と連携して作成したDVDを活用して、校内放送で繰り返し放映するなど、工夫した非行防止教室も実施されています。

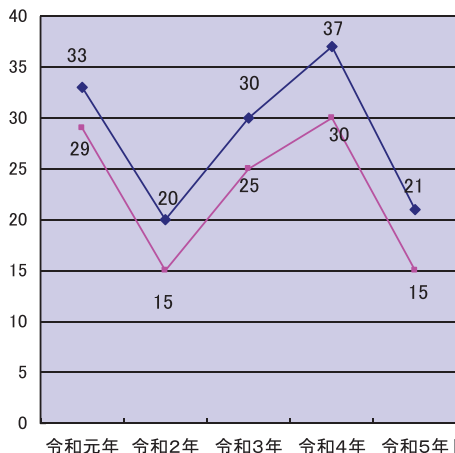


【DVDを視聴する児童の様子】

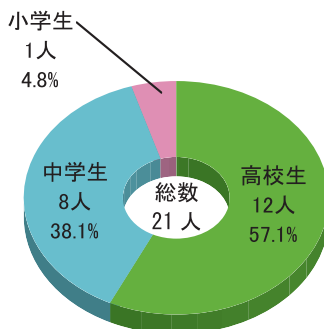
自画撮り被害の9割以上が中学生・高校生

- 令和5年中、児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭った少年は21人で、前年に比べ16人減少しています。また、自画撮り被害は、SNS等に起因するものが15人で71.4%を占めています。
- 学職別では、高校生が12人（57.1%）、中学生が8人（38.1%）、小学生が1人（4.8%）となっており、中学生と高校生で被害全体の95.2%を占めています。

（人） 【自画撮り被害に遭った少年の推移】



【自画撮り被害に遭った少年の学職別の割合】



「自画撮り被害」とは

だまされたり、脅されたりして、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる被害

「注意喚起メッセージの投稿」

少年の非行防止及びSNS等の利用に起因する少年の福祉被害防止のため、サイバーパトロールを実施し、発見したSNS上の児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、注意喚起のメッセージを投稿するなどの取組を行っています。



「啓発動画」

自画撮り被害防止のため、北海道情報大学と連携し、15秒の啓発動画を制作しました。

多くの子供や保護者に見てもらえるよう、YouTube（北海道警察公式チャンネル）やTwitter（北海道警察本部少年課）に掲載しています。



児童虐待に係る通告件数及び児童数は増加

- 令和5年中、児童虐待事件の検挙件数は208件でした。
- 警察から児童相談所への通告は2,147件、3,583人で、前年に比べ88件、125人増加しています。また、児童虐待防止法に基づき児童相談所から援助要請を受けて対応したのは16件で、前年に比べ10件増加しています。

《児童虐待とは》

児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為を言います。

【身体的虐待】

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【性的虐待】

- ・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

【養育の怠慢・拒否（ネグレクト）】

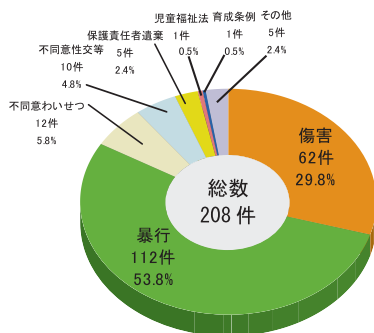
- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。

【心理的虐待】

- ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

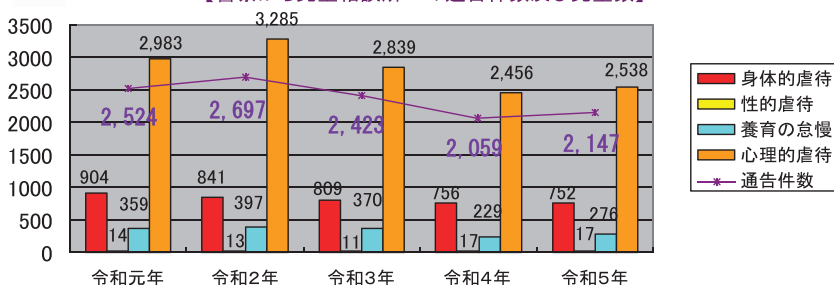
※ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないことが、法律で規定されています。

【児童虐待に係る検挙件数】



※令和3年からは統計方法の一部を変更しています。

【警察から児童相談所への通告件数及び児童数】



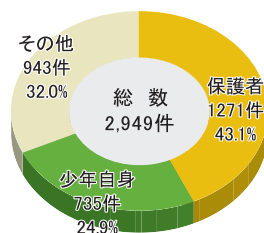
家庭問題に関する少年相談が最多

- 令和5年中、少年相談の新規受理件数は2,949件となっています。
- 相談者別では、保護者からの相談が1,271件で全体の43.1%を占めています。
- 少年自身からの相談について学職別で見ると、中学生・高校生が203件（27.6%）と最も多く、次いで小学生が137件（18.6%）となっています。
- 相談の内容は、家庭問題が1,567件（53.1%）と最も多く、次いで非行問題が341件（11.6%）となっています。

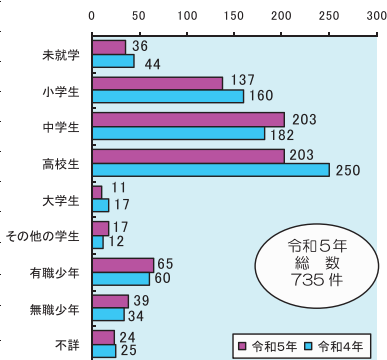
【新規受理相談・内容別】

	令和5年		令和4年		増減	増減率(%)
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)		
総数	2,949	100.0%	2,974	100.0%	-25	-0.8%
非行問題	341	11.6%	325	10.9%	16	4.9%
うち窃盗	65	2.2%	77	2.6%	-12	-15.6%
うち薬物乱用	14	0.5%	18	0.6%	-4	-22.2%
うち性の逸脱行為	55	1.9%	24	0.8%	31	129.2%
うち不良行為	156	5.3%	172	5.8%	-16	-9.3%
学校問題	289	9.8%	267	9.0%	22	8.2%
うち校内暴力	16	0.5%	16	0.5%	0	0.0%
うち不登校	7	0.2%	13	0.4%	-6	-46.2%
うちいじめ	117	4.0%	113	3.8%	4	3.5%
うち生徒指導	42	1.4%	25	0.8%	17	68.0%
家庭問題	1,567	53.1%	1,560	52.5%	7	0.4%
うち児童虐待	1,285	43.6%	1,268	42.6%	17	1.3%
うち家庭内暴力	115	3.9%	120	4.0%	-5	-4.2%
交友問題	187	6.3%	180	6.1%	7	3.9%
健康問題	3	0.1%	6	0.2%	-3	-50.0%
犯罪被害	137	4.6%	116	3.9%	21	18.1%
自殺関係	28	0.9%	14	0.5%	14	100.0%
その他	397	13.5%	506	17.0%	-109	-21.5%

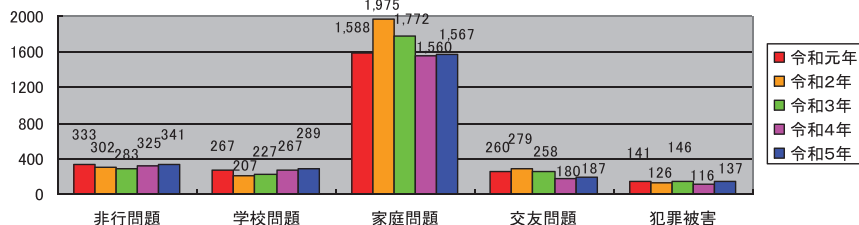
【新規受理相談・相談者別】



【少年からの新規相談・学職別（件）】



【新規受理相談・主な内容別推移】



少年の非行防止と健全育成

少年サポートセンターには、警察官、少年育成専門官、心理専門官（公認心理師、臨床心理士）、スクールサポーターが配置され、それぞれの専門知識や経験を生かして、少年の非行防止や健全育成を図るため、次のような活動を行っています。

少年相談

少年の非行やその前兆となる問題行動、あるいは犯罪被害等に適切に対応するため、面接のほか、電話やメールによる相談窓口を設け、心理専門官等が解決に向けたアドバイス等を行っています。

街頭補導

問題行動の早期発見、適切な措置が重要であることから、繁華街や非行の温床となっているたまり場等において街頭補導活動を行っています。これにより、喫煙、家出、怠学等の不良行為少年を発見補導し、少年や保護者等に必要な助言指導を行っています。

自分の大切さを実感させる教室

少年育成専門官が、非行防止教室の一環として行っています。いじめやネットによる性犯罪被害などの実際の事例を通して、その背景、少年や保護者の思い等について心に訴えかけ、自尊感情を高め、自分の大切さを実感させることにより、非行や犯罪被害の未然防止を図っています。

少年の居場所づくり（JUMPプラン）

家庭、学校、地域、関係機関・ボランティア団体と連携し、少年の身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供する活動として、社会参加に向けた文化・芸術や環境美化の体験、ボランティア体験、農業体験のほか、学習や就労の支援などを行っており、他者を思いやる心や規範意識の醸成を図っています。

（JUMPとは、Juvenile Make Place = 「少年が居場所をつくる」の意味）

スクールサポーターの派遣

派遣先の学校における非行防止及び安全確保に関する活動や連携に必要な助言及び支援を行うために配置しています。

退職警察官であるスクールサポーターが、要請のあった学校で、教職員との校内外巡回や街頭補導、情報交換などの活動を行っています。

関係機関との連携

非行、犯罪被害、児童虐待等によって社会不適応に陥った少年に対し、学校、自治体、警察等の関係機関が連携し、適切な役割分担の下、立ち直り支援を目的として、少年サポートチームを運用しています。また、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会等の関係機関が主催する会議に出席し、情報交換を行うなど連携を図っています。

《警察本部が実施したJUMPプランの活動事例》

【農業体験】

農作物の栽培、収穫などの農業体験を通して、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化の大切さを感じることができました。



【スポーツレク（ボッチャ体験）】

集団での運動を通して、ルールやマナーの遵守や互いに支え合う姿が見られるなど、集団生活の大切さを感じることができました。



事件発生

参考資料

少年事件手続の流れ

警察

非行のある少年が判明したら、逮捕して取り調べたり、逮捕しないままに質問したりし、どのような非行があったのかを明らかにします。

特定少年（18・19歳の犯罪を犯した少年）は、検察庁に全事件を送ります。

14～17歳の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14～17歳の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。

検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

ほとんどの場合は、児童福祉法上の措置をとって事案を終わらせます。

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判（大人の事件でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

保護処分（刑事処分と児童相談所へ送る処分以外の処分）が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判庭に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

＝審判不開始＝

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められる場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

＝逆送事件＝

逆送事件の場合

審判

不処分

審判の過程において、少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

保護処分

●保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導援助する保護観察の処分になります。

●児童自立支援施設・児童養護施設送致（特定少年は適用外）

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設（非行を犯した児童等の支援施設）、児童養護施設（保護者のいない児童、虐待されている児童等の保護施設）に入所させ、社会復帰を促します。

●少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

- ① 第一種少年院（旧初等少年院、旧中等少年院）…心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者
- ② 第二種少年院（旧特別少年院）…心身に著しい障害がない犯罪の傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者
- ③ 第三種少年院（旧医療少年院）…心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者

検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。
ただし、逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

刑事処分

●死刑

ただし、罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期刑を科します。

●無期懲役・禁錮

ただし、罪を犯した時18歳未満の者に対して無期刑をもって処断すべき時は、無期刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

●有期懲役・禁錮

（特定少年は適用外）
有期刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、長期は15年、短期は10年を越えることはできません。

●罰金刑など

少年相談のご案内

少年相談 110番

警察本部少年サポートセンターでは、警察官、臨床心理士の資格をもった職員、少年補導を担当する職員が、少年の非行や犯罪被害等に関する相談を受け付けています。



0120-677-110

午前8時45分～午後5時30分（時間外と土日祝日は留守番電話）
相談は、匿名でもかまいません。

〔面接に来られる場合〕

少年サポートセンターは、警察本部、函館方面本部、旭川方面本部、釧路方面本部、北見方面本部にあります。

少年相談（ヤングメール）

臨床心理士の資格をもった職員などが、少年が抱える様々な悩みや非行の問題行動に関する相談を受けます。

北海道警察ホームページ <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>

トップ画面から「相談・お問い合わせ」と書いてある枠を見付けて、

警察相談センターの項目内に「相談・要望、意見などはこちらへ」をクリック

メールの受信確認は、平日の午前8時45分～午後5時30分の間に行っています。

担当者から電話などで回答する場合がありますので、氏名、電話番号などをお知らせください。

なお、メールによる連絡・回答は行っていません。

- お近くの警察署・交番・駐在所でも各種相談に応じています。
- 事件・事故など急を要するものは、「110番」通報をお願いします。

さしのべる
手のぬくもりを
どの子にも

親と子の
安心の証
フィルタリング